

平	29	.	11	.	1
総	1	4	-	6	

2017年11月1日

税制調査会会长
中里 実様

税制調査会特別委員 神津 里季生
(日本労働組合総連合会)

意見書

税制調査会を所用により欠席しますので、書面にて下記のとおり意見を述べます。

記

＜人的控除の控除方式のあり方について＞

○所得再分配機能の回復という視点に立てば、控除方式は所得控除から税額控除に変えることを基本とすべきである。そのうえで、扶養対象者が扶養から外れる際に生じる世帯での「手取りの逆転現象」を調整するため、控除額が遞減・消失する仕組みも必要である。

＜働き方の多様化等を踏まえた所得計算のあり方について＞

○「雇用的自営の増加」を背景に「給与所得と事業所得を統合していくべき」という意見もある。しかし、依然として就業者の大半（約9割）を給与所得者が占めていることに鑑みれば、外形的に自営の形態であっても労働者性の高い働き方をしている者が不利にならぬよう、給与所得者に準じて扱うことのできる制度的アプローチを検討することが先決である。

○また、給与所得控除には、必要経費の概算控除のみならず、資産所得などと比べた担税力の弱さ、あるいは他の所得との捕捉率格差への配慮といった要素も加味されており、これらの要素も依然として意味を持っている。給与所得控除に関する議論を行う際には、こうした現行制度が持つ意味を十分に踏まえる必要がある。

○さらに、進展する技術革新への対応などで学び直しの必要性が高まっていることなどに鑑み、特定支出控除について自己研修費用をはじめ対象範囲の拡充を検討すべきである。

以上